

Check!

連載

「自分は大丈夫だと思っていないませんか？」

だまされない
賢い消費者になろう!!利用した覚えのない請求は
支払わずに無視しましょう!

未払い代金の債権回収
をしているという業者から
パソコンにメールが届い
た。「滞納しているインタ
ネット接続回線と有料サイ
ト利用料の請求」とのこと
だが、利用した覚えがな
い。「期日までに連絡しな
い」と、法的手段に訴える
と書いてある。業者には連
絡していないが、どうした
らよいか。

(80歳代男性)



出典: 独立行政法人国民生活センター

ひとこと助言

- パソコンや携帯電話などへのメールで、利用した覚えのない料金を請求される「架空請求」に関する相談が寄せられています。
- 「期日までに連絡するように」など書いてあっても、絶対に連絡してはいけません。業者からの請求がエスカレートしたケースもあります。
- 「訴訟を起こす」「弁護士対応になる」など不安をあおることが書かれていても、利用した覚えがなければ決して支払わず、無視しましょう。
- 支払い義務があるかどうか判断できない場合や心配なときは、市民生活課生活環境係、または消費者ホットラインにご相談ください。

問い合わせ

市民生活課 生活環境係 ☎75-6117 消費者ホットライン ☎188

送迎・託児の
安心頼り合い顔見知り同士で頼り合う「子育てシェア」
地域の親子が出会う・つながる親子交流の場

多久市から広がるシェアリングエコノミー ④「子育てシェア 編」

顔見知りの人と気軽に子育てシェア!
株式会社アズママ

アズママ

As Mama Inc.

子どものお迎えや、ちょっとしたリフレッシュなど、子育ての中には「数時間だけ子どもを預かってほしい」という場面がたくさんありますよね。今回は、1時間ワンコイン(500円)で顔見知りのママと子どもを預かり合う子育てシェアサービスをご紹介します。

★利用までの流れ★

会員登録→友達を見つける→「預かってほしい!」を発信→登録メンバーの中からOK!の返事が来る→子どもを預かってもらう。

☆ポイント①☆

預かり合うのは
顔見知りのみ。
つながる人
を選べるから安心!

☆ポイント②☆

登録料・手数料は
無料!

☆ポイント③☆

万が一の事態に
備え、全支援者に
保険適用!

今月紹介のシェアサービスは「株式会社As Mama」でした。
来月は体験の旅、人と会う旅「TABICA」「タビカ」をご紹介します

問い合わせ

ひととしごと創生協議会 事務局: 多久市ローカルシェアリングセンター
(運営: NPO法人価値創造プラットフォーム) 北多久町小侍1088-2 ☎37-1323